

法人税実務事例検討

前期に評価損を損金算入した非上場子会社株式の
期末評価額とその後の売買価格について

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

法人税基本通達の定める要件を満たし評価損を損金算入した非上場子会社株式については、その後に第三者に期末時価評価額以上の金額でその子会社株式を譲渡することが決まったとしても遡及して子会社株式評価損を修正する必要はない。

事 例

当社の100%子会社であるA子会社は、業績不振が続いていることから、取扱商品を限定し、従業員等も減員させて縮小均衡で存続させることを計画していました。

そのため、前期末の時点ではA子会社の業績が近い将来に回復する可能性はないことが客観的に認められたことから、前期において法人税基本通達に定める非上場株式の評価損の損金算入要件を満たしたため、A子会社株式評価損を損金算入しています。

今般、取引金融機関を通じて同業者であるB社（当社と資本関係なし）から、A子会社の事業を買収したいとの要望が伝えられ、B社とA子会社の従業員等の雇用条件等の交渉をし、A子会社の事業譲渡ではなく、A子会社株式を翌期に譲渡をすることで合意しました。

この場合において、A子会社株式評価損を計上した前期の期末時価評価額以上の金額でA子会社株式を譲渡したとしても、前期のA子会社株式評価損の損金算入額の修正は不要ということでしょうか。

【前期の会計処理】

A子会社株式評価損 90,000,000円 / A子会社株式 90,000,000円

(注) A子会社株式の取得価額は1億円です。

【翌期の会計処理(予定)】

現金預金 15,000,000円 / A子会社株式 10,000,000円

/ 株式売却益 5,000,000円